

仕様書

1. 事業名

令和4年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務（再生可能エネルギー発電設備の費用報告データ分析業務）

2. 事業目的

2018年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーの主力電源化が掲げられた中、再生可能エネルギーの主力電源化を実現するためには、他の電源と比較して競争力ある水準までのコスト低減と固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）からの自立化を図ることが必要であり、これまでもコスト低減に向けて、中長期価格目標の設定、トップランナーに照準を合わせた調達価格の設定及び入札制度の徹底活用を進めてきた。こうした中で、第201回通常国会において、FIT制度の導入等を盛り込んだ「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」が成立した。これにより、2022年4月からFIT制度に加えて、再エネ可能エネルギーの電力市場への統合を進めるFIT制度が導入されている。

さらに、2020年10月には「2050年カーボンニュートラル、脱炭素化社会の実現を目指す」ことが宣言され、また、2021年4月には「2030年に向けた温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減する」方針が表明された。同年10月の第6次エネルギー基本計画でも、2030年に再エネ比率36～38%を目指すとするなど、再生可能エネルギーに対する期待が高まっており、再生可能エネルギーの最大限導入と国民負担の抑制の両立に向け、現在の再生可能エネルギーのコスト動向を的確に把握した上での制度設計が不可欠である。

こうした状況の中で、本事業においては、FIT・FIP制度の認定を受けた事業者が経済産業大臣に報告した発電設備の設置及び運転維持に要したコストデータの分析等を行うとともに、その中長期的な動向の予測を行う。分析されたデータについては、必要に応じて、例年9月頃から翌年1月頃まで8回程度開催される調達価格等算定委員会における事務局資料等として活用するとともに、経済産業省における政策立案の参考資料とすることを予定している。

3. 事業内容

(1) 定期報告データの整理・管理等

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課（以下「新エネルギー課」という。）より提供される定期報告データ等（発電量データ等を含む。）について、データの整理及び管理・分析を行う。記載内容に誤りがある可能性のある事項及び内容に精査が必要な事項については、必要に応じ当該設備の設置者等に内容の照会等を行うことにより、データの精度を高める。また、新エネルギー課から提供される設備IDを用いて、FIT・FIP認定データ及び運転開始月日のデータと照合の上、報告状況のステータス管理を行う。なお、本調査の実施に当たって必要となる、FIT・FIP認定データ（事業者の連絡先等）及び運転開始月日のデータの参照権限を付与するが、当該データの取扱いには十分に注意すること。

(2) 短期的な調達価格等の算定に関連する定期報告以外の追加的な調査等

短期的な調達価格等の算定に関連するものとして、定期報告以外に、調達価格等算定委員会において2022年2月に取りまとめられた「令和4年度以降の調達価格等に関する意見」を踏まえつつ、調達価格等の算定に関連する以下の事項等について、新エネルギー課と協議の上、必要に応じて調査を行う。

- ・ 地熱・中小水力・バイオマス発電に関して、オーバーホールの影響や今後想定される開発費用などについて、事業者へのアンケート（数百件程度）を実施し、費用の今後の動向を調査する。

- ・ 地熱・中小水力・バイオマス発電に関して、コストデータのばらつき要因の把握のため、定期報告を提出した事業者（数百件程度）に対してアンケートを行い、開発や運転にかかっている費用及びその要因について、より詳細に調査・分析を行う。
- ・ 営農型低圧太陽光として認定されている案件（数千件弱）における農地一時転用許可取得状況のフォローアップを実施する。

（3）調達期間終了を迎えた住宅用太陽光発電やF I T制度の適用を受けない太陽光発電の実態補足等

調達期間終了を迎えた住宅用太陽光発電設備は、従来の定期報告データを用いる方法では、実態を捕捉することができないおそれがある。また、当初からF I T制度の適用を受けずに導入がなされる発電設備が出現してきている。

こうした案件の発電電力量等を統計的に捕捉することは、日本における再生可能エネルギーの実態を的確に把握し、調達価格等の算定に向けた分析等をするためにも重要であることから、令和2年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務（再生可能エネルギー発電設備の費用報告データ分析業務）での補足手法等の検討を踏まえつつ、調査の手法の詳細な検討及び実態の補足について、新エネルギー課と協議の上、調査等を行う。

（4）記載内容の分析・評価

（1）から（3）によって得られたデータを活用し、令和4年度以降の調達価格等・基準価格等、入札制度、中長期価格目標、複数年度の調達価格等の設定等の制度運用の検討及び中長期における再エネ発電設備の導入量・発電コスト等の検討に当たって、調達価格等算定委員会などの審議会等での事務局資料作成に必要な分析を行う。また、太陽光については様々な設置形態での導入が進むことが予想される。そのため、出力規模だけでなく、設置の形態ごとなど、さらなる精緻な分析を行う。これらの内容については定期的に新エネルギー課に報告及び協議を行う。

（5）次年度以降の事業への提案

今年度の事業を踏まえ、次年度以降に向けた改善点を新エネルギー課に提案する。

4. 作業時期

調達価格等算定委員会等の開催日を見据えながら、新エネルギー課と協議・調整を行った上、適切な時期に中間報告としてデータの整理・分析を行い、新エネルギー課に提出する。また、中間報告後、実施期間の終了の日までに、最終報告を新エネルギー課に提出する。

5-1. 情報管理体制

（1） 本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、新エネルギー課に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）を契約前に提出し、新エネルギー課の同意を得る。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載する。

なお、資源エネルギー庁との契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を情報取扱者とししない。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として本事業で収集、整理、作成等した一切の情報が、新エネルギー課が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいしないことを保証する履行体制を有する。

新エネルギー課が個別に承認した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブ

ランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいしないことを保証する履行体制を有する。

- (2) 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしない。ただし、新エネルギー課の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) (1) の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得る。

5-2. 履行完了後の情報の取扱い

国から提供を受けた資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従う。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管する。

6. 事業期間

委託契約締結日から令和5年3月31日まで

7. 納入物

・調査報告書電子媒体（CD-R又はDVD-R） 1枚

- 調査報告書、調査で得られた元データ、委託調査報告書公表用書誌情報（様式1）、二次利用未承諾リスト（様式2）を納入すること。
- 調査報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入すること。
- 調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「EXCEL等データ」という。）については、EXCEL形式等により納入すること。
- なお、様式1及び様式2はEXCEL形式とする。

・調査報告書電子媒体（CD-R又はDVD-R） 2枚（公表用）

- 調査報告書及び様式2（該当がある場合のみ）を一つのPDFファイル（透明テキスト付）に統合したもの、並びに公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データを納入すること。
- セキュリティ等の観点から、資源エネルギー庁と協議の上、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ずること。
- 調査報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、資源エネルギー庁以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、下記の様式2に当該箇所を記述し、提出すること。
- 公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに格納した上で納入すること。
 - ◆各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとること。
 - ◆EXCEL等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、資源エネルギー庁以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとする。

※調査報告書電子媒体の具体的な作成方法の確認及び様式1・様式2のダウンロードは、下記URLから行うこと。

<https://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html>

8. 納入場所

9. その他

- (1) 業務実施期間中、新エネルギー課から指示があった場合は、既に入力したデータ及び分析結果の全部又は一部を抽出し、速やかに新エネルギー課に提出する。
- (2) 本業務を実施するに当たっては、取り扱うデータが外部に持ち出されないように、厳重に管理を行うこととし、本事業に伴って取得した個人情報については、個人情報に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令を遵守するとともに、他の目的に使用してはならない。
- (3) 上記に掲げる事項のほか、各事業内容を実施する上で必要となる事項については、適宜、新エネルギー課と調整の上で実施する。
- (4) 受託者は、契約締結後速やかに、以下に記載する①～⑧の事項の遵守の方法について、担当職員に提示し了承を得た上で確認書として提出すること。また、契約期間中に、担当職員の要請により、確認書に記載した事項に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。

なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、担当職員と協議し対策を講じ、納入期限日までに確認書に記載した事項の全てを完了すること。

- ①受託者は、貸与された紙媒体、電子媒体の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。
なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から貸与した電子媒体の情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- ②受託者は、本作業に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、ファイル交換ソフト対策、アクセス制御対策、情報漏洩対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を作業担当者に対し実施すること。
- ③受託者は、貸与された紙媒体、電子媒体であっても、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報等が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- ④受託者は、本作業を終了又は契約解除する場合には、担当職員から貸与された紙媒体、電子媒体を速やかに担当職員に返却すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- ⑤受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本作業に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。
- ⑥受託者は、本作業の遂行において、当省の情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処方法等について担当職員と協議し実施すること。
- ⑦受託者は、経済産業省情報セキュリティポリシー（経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成27年8月26日改正）、経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成27年3月26日改正）、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」を遵守すること。なお、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- ⑧受託者は、本作業を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保される措置を講ずること。
- ⑨また、全業務に共通して新型コロナウイルス感染症に最大限対応・配慮した上で web 会議等も活用することとし、そのために必要な経費があれば計上すること。なおヒアリング調査等については「新しい生活様式」を参考にした感染対策を必ず講ずること。